高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の 促進に関する法律の一部を改正する法律

(平成一四年七月一二日法律第八六号)

一、提案理由(平成一四年四月一一日・参議院国土交通委員会) 国務大臣(扇千景君) おはようございます。

ただいま議題となりました建築基準法等の一部を改正する法律案及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の都市を、豊かで快適な、経済活力に満ちあふれたものへと再生するとともに、 環境対策、高齢化対策等の新たな課題への取組を通じて居住環境等の改善を図ることは、 喫緊の課題であります。

これらの課題に対応するためには、地域住民等が行うまちづくりの取組を促進すること等による都市再生の推進を図るとともに、居住環境の改善を図るため、化学物質による室内空気汚染問題に対応するシックハウス対策の推進や建築物のバリアフリー化の促進を図る必要があります。

このため、建築基準法等の一部を改正する法律案により、適正な土地利用の促進や居住環境の改善等に資する建築制限等ができるようにするとともに、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案により、高齢者、身体障害者等が利用しやすい特定建築物の建築を一層促進してまいります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、特定建築物のうち一定の用途及び規模のものについてバリアフリー対応を努力義務から義務付けに強化するとともに、努力義務の対象を拡大することとしております。

第二に、バリアフリーの誘導基準を満たすとの認定を受けた特定建築物について、容 積率の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行うこととしております。

第三に、この法律の権限を、都道府県知事から所管行政庁すなわち建築主事を置く市 町村又は特別区の長に委譲することといたしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、建築基準法等の一部を改正する法律案及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

二、参議院国土交通委員長報告(平成一四年四月二六日)

北澤俊美君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、特定建築物の範囲を拡大し、特別特定建築物の建築等について利用円滑化基準に適合することを義務付けるとともに、一定の基準に適合するとの認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等支援措置の拡大を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案に加え、櫻井充君外六名発議の特定有害物質による 建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案を併せて一括して議題とし、参考人 からの意見聴取を行うとともに、各法律案の提案の理由と背景、シックハウス規制の実 効性、規制対象化学物質の範囲と将来の拡大の見通し、容積率や建ペい率制限等の緩和 による住環境の悪化等の懸念、都市計画提案制度の導入とその運用、バリアフリー対応 が義務付けられる建築物の用途及び規模の在り方、公共建築物、学校、ホテルの客室等 におけるバリアフリー対応の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議 録によって御承知願います。

三法案について質疑を終局しましたところ、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、日本共産党を代表して富樫委員より修正案が提出されました。

次いで、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する 法律の一部を改正する法律案について採決を行いましたところ、修正案は否決され、本 法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、可決した二法律案に対して、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。

附带決議(平成一四年四月二五日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、知的障害者、精神障害者、妊産婦、けが人等建築物の利用上の制約を受ける恐れが ある者について、設計上の配慮の必要性等の周知に努めること。
- 二、特別特定建築物の建築及び維持保全については、特に公共建築物の重要性にも留意

- し、利用円滑化基準に適合した建築物が普及するよう、義務付け対象となる特別特定 建築物について条例による用途の追加、規模の引下げ等が可能である旨の周知徹底な ど必要な措置を講ずること。
- 三、利用円滑化基準及び利用円滑化誘導基準の策定に当たっては、高齢者、各種の障害を持つ関係者の意見を幅広く聴取し、その意向の的確な反映に努めること。

また、設計者等へのガイドラインを作成し、十分な周知に努めること。

- 四、特定建築物の建築及び維持保全については、高齢者、身体障害者等が当該特定建築物を円滑に利用することができるよう、適切な情報提供方法の周知など必要な措置を 講ずること。
- 五、ホテル、旅館、病院、老人ホームなど、宿泊や治療、療養等の滞在型用途に用いられる居室については、その一定の割合のバリアフリー対応が可能となるよう、適切な設計方法の周知、利用者に対する情報の提供など必要な措置を講ずるよう努めること。
- 六、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき市町村が重点整備地区の基本構想を策定する際には、特定建築物を含めた一体的なバリアフリー対応の推進が図られるよう、適切な助言等に努めること。
- 七、既存の特定建築物のバリアフリー対応の促進を図るため、改修方法等の技術的な助 言に努めるとともに、認定建築物制度の活用等による積極的な支援に努めること。
- 八、本法の施行の状況については、施行後五年を目途に検討を加えるとともに、その結果に基づいて必要な見直しを行うよう努めること。
 右決議する。
- 三、衆議院国土交通委員長報告(平成一四年七月五日)

久保哲司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、特定建築物の範囲を拡大し、特別特定建築物の一定規模以上の建築等について利用円滑化基準に適合することを義務づけるとともに、利用円滑化誘導基準に適合するとの認定を受けた特定建築物について支援措置の拡大を行う等の措置を講じようとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る五月三十日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託され、六月七日扇国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、十二日に質疑に入り、十四日参考人から意見を聴取し、二十八日質疑を終了いたしました。

質疑の中では、建築基準法等の一部を改正する法律案につきましては、室内空気中の

化学物質濃度の測定等総合的なシックハウス症候群対策の必要性、建築物の形態規制の 改正によるまちづくりへの影響等について議論が行われ、また、高齢者、身体障害者等 が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案につ きましては、利用円滑化基準適合義務の対象とする建築物の用途及び規模についての考 え方、交通バリアフリー法と一体的に総合的なバリアフリー施策を展開していく必要性 等について議論が行われました。

.....(略).....

次いで、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する 法律の一部を改正する法律案に対し、日本共産党から修正案が提出され、趣旨の説明を 聴取した後、採決いたしました結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会 一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一四年六月二八日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを 期すべきである。

- 一 知的障害者、精神障害者、妊産婦、けが人等建築物の利用上の制約を受けるおそれがある者について、設計上の配慮の必要性及び人的・機器的な支援等ソフト面での対応の重要性等の意識啓発に努めること。
- 二 義務付け対象となる特別特定建築物について条例による用途の追加、規模の引下げ 等が可能である旨の周知徹底を図るとともに、地域における先進的な事例の紹介等を 通じ、利用円滑化誘導基準に適合した建築物が普及するよう努めること。
- 三 利用円滑化基準及び利用円滑化誘導基準の策定に当たっては、高齢者、各種の障害を持つ関係者の意見を幅広く聴取し、その意向が十分反映されるよう努めること。

また、設計者等へのガイドラインを作成し、十分な周知に努めること。

- 四 高齢者、身体障害者等が特定建築物を円滑に利用することができるよう、適切な情報提供を行うなど必要な措置を講ずること。
- 五 ホテル、旅館、病院、老人ホームなど、宿泊や治療、療養等の滞在型用途に用いられる居室については、その一定の割合のバリアフリー対応が可能となるよう、適切な設計事例や設計方法の周知、利用者に対する情報の提供など必要な措置を講ずること。
- 六 学校施設のバリアフリー化が一層進展するよう、法改正の趣旨を周知徹底すること。
- 七 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき市町村が重点整備地区の基本構想を策定する際には、特定建築物を含めた一体的なバリアフリー対応の推進が図られるよう、適切な助言等に努めること。
- 八 既存の特定建築物のバリアフリー対応の促進を図るため、改修方法等の技術的な助 言に努めるとともに、認定建築物制度の活用等による積極的な支援に努めること。

- 九 建築主、設計者、管理者等を含めすべての人々に建築物のバリアフリー化の必要性 と重要性が認識されるよう、教育活動や広報活動の充実に努めること。
- 十 本法の施行の状況については、施行後五年以内を目途に検討を加えるとともに、そ の結果に基づいて必要な見直しを行うよう努めること。